

小田原市駅前広場条例等の一部改正（素案）

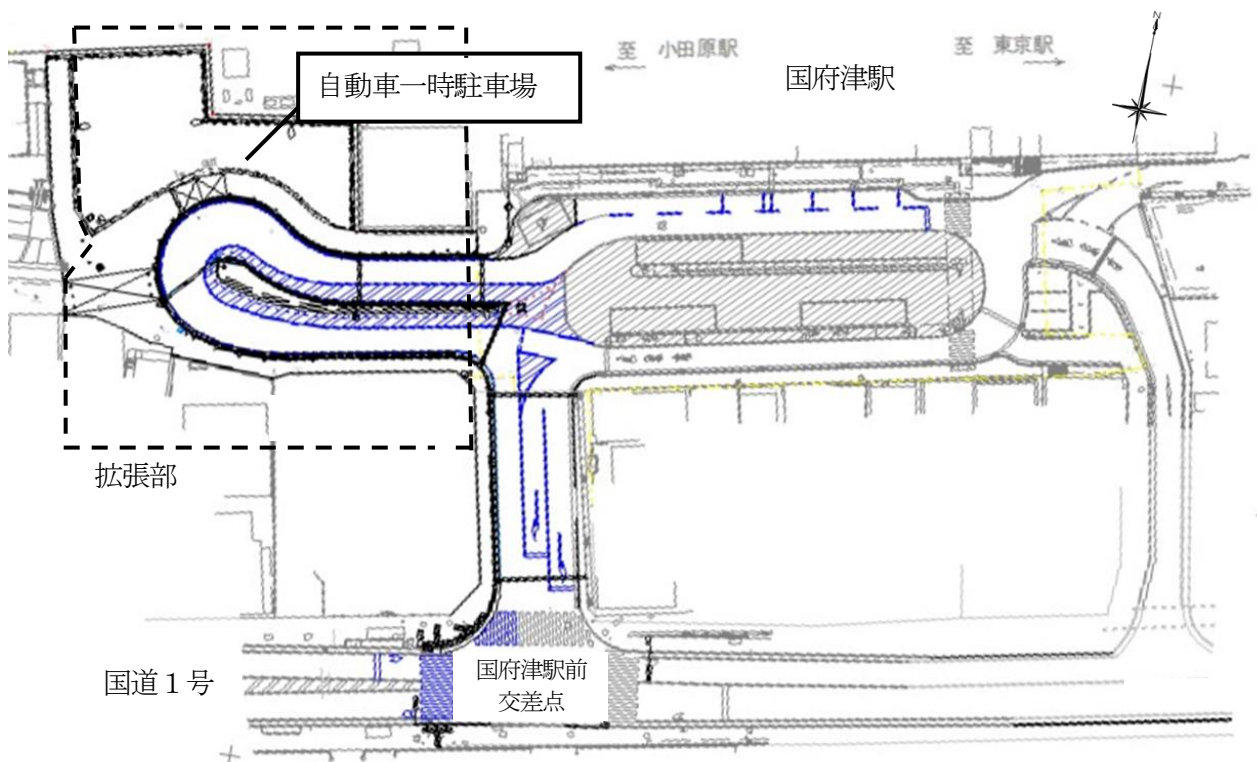
1 背景

国府津駅の利用者の安全性や利便性を向上させるため、従前の自転車駐車場用地を活用し、駅前広場を拡張するとともに、自動車一時駐車場を新設いたします。

これに伴い、小田原市駅前広場条例、同条例施行規則及び同条例に係る不利益処分の処分基準の一部改正をするものです。

2 施設の概要

国府津駅広場		
所在地	国府津四丁目 1265-50 の一部 ほか	
面積	既設部	約 2,100 m ²
	拡張部	約 1,500 m ²
	合計	約 3,600 m ²
自動車一時駐車場	面積	約 500 m ²
	仕様	フラップ式
設置・管理	小田原市	



3 改正内容

(1) 対象となる条例等

- ア 小田原市駅前広場条例（以下「条例」という。）
- イ 小田原市駅前広場条例施行規則（以下「規則」という。）
- ウ 小田原市駅前広場条例に係る不利益処分の処分基準（以下「処分基準」という。）

(2) 内容

ア 駐車場の設置について（条例、規則事項）

- (ア) 国府津駅広場の附帯施設に、自動車一時駐車場を追加します。

イ 駐車場の供用時間等（条例事項）

- (ア) 駐車場の供用時間は、終日とします。ただし、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができることとします。

ウ 駐車場の使用制限等（条例事項）

- (ア) 駐車場内においては、自動車の駐車場所として区画された場所以外の場所に自動車を駐車してはならないこととします。
- (イ) 駐車場に駐車することができる車両は、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車（側車付き二輪自動車以外の二輪自動車を除く。）のうち、長さ5メートル以下及び幅2メートル以下のものとします。
- (ウ) 次のいずれかに該当する自動車は、駐車場に駐車することができないこととします。
 - a 発火性又は引火性の物品を積載している自動車
 - b 駐車場の施設を損傷し、又は滅失するおそれのある自動車
 - c その他駐車場の管理上支障があると認める自動車
- (エ) 駐車場における車両同士の接触、物品等の盗難、天災その他の事故によって駐車場の使用者又は第三者に生じた損害については、市は、その責めを負わないこととします。

エ 過料（条例、処分基準事項）

- (ア) 詐欺その他不正の行為により、駐車場の使用料の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた金額のほかに、その2倍相当額（最大5万円）の過料を科することとします。

4 施行期日

上記条例等の施行期日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日とします。

【関連資料】※現行のもの

- ・小田原市駅前広場条例
- ・小田原市駅前広場条例施行規則
- ・駅前広場の区域
- ・過料（処分基準）

【小田原市ホームページ】

- ・国府津駅周辺整備事業について

https://www.city.odawara.kanagawa.jp/municipality/c-planning/kouzu/jigyougaiyou/Kouzu_Basic_concept.html